

平成28年度大阪府私立学校審議会平成29年2月臨時会議事録

- 1 と き 平成29年2月22日(水)
開会15時00分～閉会17時00分
- 2 ところ 大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)4階
大会議室3

3 出欠状況

出席委員 (15人)	梶田叡一委員(会長)、森眞太郎委員(副会長)、天野久委員、 重山香苗委員、辻本賢委員、山北浩之委員、安達謙委員、 石田和孝委員、白江眞由美委員、上田哲也委員、古武一成委員、 福田益和委員、善野八千子委員、林啓二委員、満田育子委員
欠席委員 (3人)	辰巳正信委員、木原俊行委員、辻川圭乃委員

4 議事録署名委員

5 議 案 別添のとおり

6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する。



発言者	議 事 録
事務局	・私学監あいさつ ・会議の有効成立を報告 今橋本私学監からお話がありましたように、我々慎重に慎重にやってきたんですけども、その後、国会でいろいろと取り上げられるような事態になってきました。といっても、土地の問題は我々とは直接には関係ないんでね。学校として適当適切な教育活動を展開しているか、我々は議論していくわけけれども。しかし、土台になる事情がいろいろと社会的な問題になってきて、そういうなかでみなさんに今日は臨時会でお集まりいただいて、本当に忙しい中、ありがとうございます。 でも、これだけの社会的な問題をはらんでおるわけですから、我々も審議会としてきちっと筋を通さなきゃいけないと思っております。今日はみなさん忌憚のないご指摘ご意見をいただきたいと思いますと思っております。 (議事) 議事録署名人に天野委員と古武委員を指名 では、事務局から本日の会議の概要についてご説明をお願いします。 (会議概要説明) はい、ありがとうございます。 ということで、今日、森友学園から財務関係の資料をはじめ、いろいろと出してもらっています。我々はいろんなことを踏まえて継続的、安定的に教育活動ができるかということを判断させていただくわけですから、必要と考えられるものを出してもらっています。そういうことがあるものですから、本日は机の上に乗ったものは回収ということ、よろしくお願いします。これからは、安心していろいろな資料を出してもらわなくてはならないものですからね。 今日もこの問題をやるということで、入口のあたりにたくさんプレスの方々が来ておられます。また、みなさんの中にもいろいろな新聞、テレビからお電話がかかってくることもあると思います。 もちろん委員の皆さんが、いろいろとご自分の立場で発言なさることは、当然いいんです。ただ、この会議としてのまとめにつきましては、違う話が違う新聞に載ったりすると困る、ということがございますので、まことに申し訳ないですが、今日のまとめについては私にご一任いただければ、というふうに思います。 もちろん、何をまとめとするかは今日の最後に皆さんにおはかりします。私が勝手に言うわけではありません。今日の会議の最後に、こういうことでまとめとしていいですか？とおはかりさせていただきます。それで、一応、それを私の口からお集まりの方々にお聞きいただくことにします。くどくどいいますが、皆さんに確認していただいた内容でお話します。ですから、もし、いろいろと今日何が決まりましたかとお尋ねがあれば、それについての話は 〇〇 に一任してあります。その基本内容は我々も最後にみんなで承認しております、というようなことをひとこと言っていただければと思います。 すみません。あれだけ多くプレスの方がこられると、そのへんを注意しないとと思います。余談になりますが、〇〇 でいくつかホットな問題の議論のまとめ役をさせ
事務局	

	ていただきましたが、お互い注意しないと後で混乱を生じることが無きにしもあらずだったこともありまして。ということで、申し訳ありません。よろしくお願いします。 それでは、事務局のほうから今日の問題について、いろいろとご説明ご報告をお願いしたいと思います。 (「瑞穂の國記念小學院」について説明) ありがとうございます。 最後にご説明いただいた資料4で、この審議会での取り組みの経緯がよくわかります。 ここで皆さん思い起こしていただきたいのですが、私どもが私学審でいろんな学校を認可する場合、タイプが2種類あったんですね。それは、何の問題もない、この前の 〇〇 の場合なんかそうですね。これは認可のときに設置基準が満たされており、カリキュラムも人のはりつけもきちんとしており、財政的な基盤があり、これを皆さんで審議し確認してもらったわけで、誰が考えてもこれは大丈夫だ、というのはそれでいくわけです。こういう認可があります。 もう一つは特区で株式会社立の通信制の高校をやりたいという申請が出された場合、この時にはその法人が前によそで非常にずるい事をやっていて、教育としては変だということがあって。書類としては全部一応は出てきているが、大丈夫かどうかと皆さんから疑義が出ました。私学課からもいろいろと問合せいただき、追加資料も出していただいて、その上である種の保護観察付の認可となったわけです。一応は認可はするけれども、これこれについては継続的に報告を求める、あるいは私学課が継続的に調査に行ってチェックし、私学審に報告してもらう。そういうプロセスの中でカリキュラムなんか全部は正されて、まともな物になってきたという例があったと思います。 今回の瑞穂の國記念小學院の場合、後者の例とある意味似てるんですね。 書類の上では、今の設置基準から言うと、若干土地の問題がありました。国有地の払下げの審議会が先か、こちらが先かということもありましたが、こちらが了承しないと向こうが動かないということであれば、今ご説明がありましたように、向こうの審議会事務局に、こちらが審議して了承すれば、本当にそういう手続きを向こうの審議会でするんですね、と確認してもらってやったということですね。 ただし、色々とその他にも、カリキュラムが一応辻褄は合っているけれども心配だとか、財政的に寄附金頼みでやるというわけですが、本当にそれだけの寄附金がくるのか、色々皆さんのご心配があったから、書類的には一応満たしているけど最初のときは保留にして更に調べてもらったわけです。2回目は、校舎を一応造って結構です、とやりましたが、寄附金が本当に来るかどうかずっとチェックしてもらうとか、カリキュラムなんかも特長があるのは結構なんだけれども、学習指導要領をきちっと踏まえてもらわないといけないし、教育の場ですからあまり過重なことをやられても困るし、等々と継続的に見ていく。株式会社立の通信制高校の時と同じような手続きをとって、ある種の仮認可したということです。こういうことでこれまでずっと来てるというわけです。 で、ずっと途中で、前回の12月の定例会の時にも色々心配な面が出てきているんじゃないの？と何人かの委員の方から御指摘がありました。例えば苦情が多いとか、同じ法人が持っている幼稚園であるような事が起こっているとかあったとか。もちろん幼稚
事務局	

園で問題が起こっているから小学校の設置を差止めとはいかないけれども、色々な面を心配な事はチェックしないといけない。こういうことで私学課に調べて頂いている途中で、今回国会で大問題となったという経緯があるわけです。

もう一つ皆さんにここで再確認しておきたいのですが、一応すべてがうまくいくということで認可された学校であっても、教育の場としてふさわしくないと考えられる事が起こったら、私学審で皆さんに議論してもらいます。同時に私学課には行政の担当として色々ご指導して頂きます。これはしないといけないわけですね。その結果について私学審にご報告頂く。

塚本幼稚園については二重に問題にしないではいけません。今日ご報告があったように、一つは小学校認可がある種の仮認可で条件がついて途中でチェックしながら見ていかなければいけないというわけですが、その時に同じ法人がもつ幼稚園があのような事をやっていて大丈夫なのかということがあります。もう一つは今回の小学校設置の問題がなかったとしても、教育の場としてあのような事をやっていて良いのかということがありますが、事は同じようなものなんでしょう、違う文脈の中で私学審としては意見交換をしなければいけない、私学課にもご指導をお願いしなければいけない、こういう事として、私は理解しています。こういう流れの中で、今、いろいろとご報告頂いたわけです。

皆さんの中で、今の報告を受けてご質問もあり、ご意見もあり、それから新たな情報提供もあるかもしれない。では あたりから、口火を切って頂いて。どうでしょうか。

特別新たなというものは無いのですが、今週の月曜日、西日本の総会、校長会等々が開かれまして、一応そちらのところに、こちら森友学園、学校法人森友学園瑞穂の國記念小學院さんから、仲間に入りたいという事で出されまして、承認された。

西日本の総会としては大阪にきっちりと4月1日をもって入られて、開校されればそのまま入って頂くと、大阪の方で何かこう、認可できないような事とか何かありましたら、当然西日本の方にも入ることができない。

あと、我々大阪として心配しているのは、民族差別的な表現になるのかどうか分かりませんが、大阪に今の17校の仲間の中には、在日の外国人の方を沢山お預かりして、教育活動されている学校さんがありますので、そういった学校さんの反応が心配です。私が心配しているのはこれだけ大きな報道になってしまいましたので、4月に瑞穂の國さんに入学される子供達が安心して、安全に学校生活を送ることができるのか、我々心配をしています。

現時点として、小学校連合会としてはお仲間になられて、我々の規約の中で、何か困った事がありましたら、こちらにもとかご相談しながら進めていかなければならないと考えていますが、今のところ何も小学校の方にはご相談等入っておりませんので。

それが今の状況です

今、 から出されたことについて。先ほどちょっと報告がありましたが、一応一年生45、二年生5という入学予定者数でしたが、その中で、今5名の辞退希望があると。だから40と5ということになると。こういう現状ですが、実は3月になったら、私学課にもう一度確認してもらいます。3月9日でしたっけ？

次の3月の定例の審議会はたぶん3月の後半になるでしょうけれども、それまでに私学課で今の3月時点での入学予定者数も当然確認なさることと思います。そのへんの予

定についてちょっとお願いします。

事務局

3月9日ごろを今予定してまして、その日に行けるかどうかという返事を今待っているところですが、その時には当然校舎がきっちり出来上がっているかどうかというような確認がメインになります。

それから今リストを出して頂いてる先生方の、もちろん小学校教員免許の確認、4月1日から瑞穂の國記念小學院の先生になりますということの就任の承諾書であるとか、契約書の関係だとか、そういうことの確認。それから寄付金等々につきましても、一応前年度までに入っている分につきましては、決算の書類ですとか、当初の預金の残高等で確認はさせて頂いてますけれども、その後に入ってきた部分のお金の確認であるとか、ということを確認させて頂くのがメインになります。

もちろん、その時点で今の問題が出てきて、辞退者が出てきている可能性もありますので、全ての入学児童について入学手続きがとられているのかということも、入学手続きを2月8日を期限にしていたと思いますので、そのへんの確認もさせて頂くことになると思います。

普通の流れでいきますと、そういう確認が終われば認可書発行ということになります。

はい、ありがとうございます。

今のようなことを入念にチェックして頂いて。寄附のことが今日も出ておりますが、 の寄附があれば少々子供が少なくとも当面はやれないことはないと思いますが、ただ教育の場としてのすべり出しですから、どのへんが最小限になるのか。これは見方によります。

手持ち資金があまり少なかったら教育の場として、どうなんだろうという話は3月の審議会では出てくる可能性があります。今、 がおっしゃったことも念頭においていただきながら、メインは今のようことの諸々の確認ですけれども、我々は教育の場として適切妥当なものであるかということ判断したい。最終的な認可ということもそれで判断することになるわけです。このままいって良いのかどうか。改めて何か改善の勧告なり、指導なりをしてもらわないといけないのか。たとえ認可ということになっても、そういうことが出てくるわけです。

他に皆さんの方でご質問は？

資料1の財務計画で、26年度の申請時の財務計画と現時点の財務計画で、変更点は新入生が変わったというくらいで理解してよろしいのでしょうか？

事務局

26年度申請当初の計画で、もちろん29年度の新入生の数が変わったというところもあるのですが、例えば下の6番の施設費 になっているのですが、入学の時にかかるお金があまりにも高いということで、新入生の数が集まりにくいという学校説明会の時のそういう意見等を踏まえ、入学時に必要なお金を減らしたというの、一部変更。それは入学金についての変更ということで。

27年度中の審議会の報告事項の中でも報告させて頂いているのですが、また先ほど説明しましたように、幼稚園の事業収支が当初 でずっと入っていましたけれども、 も事業収支でずっと、本当に大丈夫かのご意見を沢山頂いておりましたが、それについては実績の出るところは実績において頂いて、見込みに近い数字に今の

事務局	■ということを入れて頂いているということです。 またそれから借入金ですが、当初この学校を建てるのは■でいけるという予定でございました。ただ土地が購入に切り替わって、その分積立てるお金が自由になっているとか、当初予定していた以上に土壌改良云々を含めた建設費が上がったというような理由から、より良い校舎の環境を目指すということで、借入金をもちろん規定の範囲内で■ほどしたということが入っています。また、国からの補助金であるとか、について確定したものについては入れて頂いております。 そのあたりが変更の部分ということになります。
事務局	■ 逆に今色々報道なんかで、土地代が安くなったようなイメージの報道がされているので、申請時の計画と実際の現状の部分が大きく、建築費であるとか、土地の購入費であるとか、変更されているのか計画通りに進んでいるのかということなんです。
事務局	土地の購入につきましては、事業支出の管理経費の借地料、今借地料のままになっておりますけれども、管理経費の借地料ですね。ここに今、27年・28年に■・■というのが出ておるんですが、当初借入れ、定期借地の予定ではこの■というのが買入れる予定の7年後までずっと入ってきて、7年後には■の時価であろうという予測のもとに、7期目平成35年ですか確か、ここに■という数字が入っていたはずですが。 それが今、問題視されている部分でありますけれども、土地を購入した、それを土地の購入につきましては分割払いという言い方をされてますけれども、延納払いという制度があって、簡単に言えば分割払いなんです、その額が毎年■、それがずっと借地料という名前が変わってないですけれども、この■というのが土地の購入費用に置き換わっているということです。
事務局	■ 当初は借りるということだったが、今度は買って、それを分割で払うというのがたちのものになっている。もちろん当初はもっと高い価格を想定しておられたけども、非常に低いものです。購入については、それで決着したということになっているようです。
事務局	■ はっきり言って、財務的には計画通りにいってると読めばいいんですか？ 財務的には。
事務局	計画通りというか、計画から変更された部分というのは、逐一報告させていただいた内容で、結構な部分、土地の購入を7年後と言っていたものが、1年後になったという大きな変更がありましたけれども、その根本的な学校運営に関して、計画通りにいってないというような計画変更はないと認識しております。
事務局	■ むしろやり易くなったと。
事務局	■ 良いふうに変わっているということですね？
事務局	■ そう、書類上は。

事務局	■から繰り返しございましたこの審議会では、教育活動の適正・適当というところを審議するというのが与えられた内容でございます。今、社会に開かれた教育課程ということで、いずこも内容面について説明責任が問われるということ、益々強まっております。 本日いただきました資料の中で、実数については7ページ以降、各学年の是正されたカリキュラムの結果として、第6学年まで出ております。その手前のところで5、6という資料がございますけれども、開設時に1年生2年生ということで申しますと、この資料は社会科国語科そして算数科、6ページは理科というふうになっております。 1・2年生の場合、理科はまだございませんし、特にこの入学時の大きな環境移行の中で、どのような教育内容を提示しているのか、ということがなかなか読み取れない内容になっているので、このあたり、何故この①②③という3点が示されているのかというのが少しわかりにくいので、私学課の方から何らかの課題のもとに示されたものなのか、この資料の提示の経緯を一点確認させて頂きたいと思います。 もう一つは、今後3月9日ごろですか、校舎建設ということで、ハードとソフトの整合ということと言うと、この教育活動が継続性と安定性を担保したかたちでなされるのかといったあたり、特に多目的室であるとか運動面での低学年を中心とした活動が確保されるような、例えば遊具、体育面での活動を保証するものであるとか、そういうようなものも、今後の私学課の丁寧な課題対応に関してお答えをいただけるのが3月というふうに受け止めておりますので、そのあたりも細やかな校舎建設の視点をですね、どの点を確認に行かれるのかというあたり、教育内容と合わせてお教えいただけたら有難いと思います。 以上2点でございます。
事務局	今回提示させていただきました資料の中の5ページ目6ページ目につきましては、申請時の申請書につけていただいた学校全体像ということでの資料でございます。 今回カリキュラムについてのご報告をするにあたって、学校全体がわかるものとして一番わかりやすいかなということで、こちらの方で選んで付けさせていただいております。それぞれ1年生・2年生、低学年・中学年・高学年というように分けた具体的な内容につきましては、ホームページ等々でも公表されている部分、それからこちらにお聞きしてる部分もありますので、そのへん今回ここには付けなかったのですが、もちろん次回お示しできるものもあるかと思ひますし、当然検査に参りました時には、時間割というのがきっちりと組まれているか、もちろん施設の面についても十分に確認させていただきますけれども、今の時点で時間割を提示していただけないかというふうなことを申し上げたんですけれども、実際クラス数が確定してないということで、それによってその先生の曜日、非常勤の先生の曜日だとかそういう時間数が動く可能性がまだあるので、もうちょっと待ってほしいということだったので、それは次回ご提示することができると思ひます。
事務局	■ まず最初の点についてお答えいただきました。もう一つの点についてお願いします。
事務局	現地確認で体育の遊具・用具等につきましても、もちろん図書室に本がきっちり入っているとか、そういうところも含めて、また今も先生がおっしゃられたような多目的室についても中身だとか、保健室の中身であるとか、グランド等々につきましては何を備えなければならないというような規定はないのですが、もちろん教育に必要な部分が

事務局	備わっていることという規定はありますので、そのへん体育の授業に支障がないということを確認するとか、そのあたりを細かくチェックさせていただこうと思っております。
	5ページ・6ページはこれだけじゃなくって、他にもあった中から、ここにこれだけを紹介していただいたということです。
事務局	申請時にはこれを全体像、申請時はもちろん1年生2年生だけの話ではないので、全体の話としてつけていただいて。
	なるほど。小学校全体のイメージとして。
	1年生2年生は確かに理科・社会はなくて生活科で、一応この時間数の貼り付けはそうになっている。ただどう考えておられるのだろうかというのが、今の問題提起ですね。
事務局	1年生2年生から、理科・社会の勉強に向けた内容に近いものを総合的な学習の時間を利用して、先取りじゃないですが理科の内容、自然観察などを含めたことを行いたい、そういうようなことは聞いております。
	総合なんか2年生はないですね。本来ね。ですから全体像がわかるという意味では...
事務局	総合学習じゃなく特別活動ですね。
	そうですね。全体がわかるという抜粋がこれというのは、中々理解し難かったものですから。
	今、からちょっと不安の面について御指摘がありました。
	時々私立の学校は、指導要領に則らなくてもいいと誤解をしている人がいます。そうじゃありません。設置者が教育委員会であろうと学校法人であろうと教育基本法も学校教育法も適用されますし、学習指導要領は学校教育法の施行規則という位置付けですから、これも同じように適用されます。従って指導要領に載っていることは、絶対にやらなくてはいけません。今の指導要領の運用というのは、10年ほど前にちょっと変わって、学校で必要に応じてプラスアルファの内容やら時間をやっています。ですから例えば、理科や社会の先取りをおやりになってもいいわけなんです、特別活動の時間であるとすれば、特別活動でやらなければならない内容を踏まえた上でやっていただくということになります。これは総合的な学習の場合も同じです。総合的な学習、こういうことで使ってください、それをやった上でプラスアルファということならいいんです。ということで、念のためにまた学園側に言っといて下さい。
	この小学校の計画で危惧する点は、小学校での経験のある人が、実際ほとんどおられないということです。小学校の免許は持っているにしても、幼稚園でずっとやって来られて、ということだと大丈夫かなと思います。幼稚園の教育要領は活動についての縛りがほとんどないんです。園ごとの工夫で、こういう内容を押さえればいい、という組立てになっている。

	それと小学校の指導要領は全く違います。そのへんも念押しが必要です。今、からお話がありましたように、やはり小学校としての教育の問題があります。教育課程にしても、ある部分やらないで、他のことに置換えてやっていると、一時期ありました未履修の問題になります。文科省は指導要領のある部分がボコッと抜けた教育がやられることがないように、ということは非常に気を使っております。それは当然のことですけれども、というようなことがありますので、その点は念押しをしておいていただかないといけない。
	これでこれを置換えるというのは、元のものきちっとやれた上で、プラスアルファでやっていただく。
	もう一つこれは、先ほどご説明がありましたけれども、カリキュラムが普通は850時間ぐらいで小学校1年生やってますが、1,062時間が申請書には出ています。初めはもっとたくさん出たのを、私学課のご指導でここまでになったそうですが、あまり子供に過重な負担がないように、と言っってもらった方がいいですね。
	ということで、よろしくお願い致します。
	当該校に関しては、皆さんが今までにずっと積み重ねて来た審議での、一定理解しているというこの前提で私もちょっと確認したいのですが、先ほど事務局から報告がありました例の用地の問題、土壌改良の問題で豊中市のほうに平成25年4月にいわゆる地下の土壌汚染があるという地域を指定されていて、27年7月に改良して解除されたということですけども、それを豊中市に確認されたということですけども、その学校側・法人側さんのそういう添付書類かなんか、それは確認事項としてあるんですか？
事務局	土壌改良をするための工事の発注書などを確認させていただいてます。
	なるほど。それとこの前に2月開校、建設完了予定が3月にずれた。これは何か理由があるんですか？
事務局	それは工事が遅れたというだけしか、それしか伺ってないです。
	当初は予定というのは決まっていなかったと。
事務局	契約書上は1月末が引渡しの日になっておりまして、ですからまるまる1ヶ月、もちろん期間は1年以上の期間にはなるんですが。
	豊中市さんが解除した当該地域の、その汚染解除されたということの確認が明確にされているわけですね。
事務局	そうですね、当初航空局が売払い地に決定した時に、土壌汚染等がないかという調査をきっちりとかけられたと。そのときに土壌、地表から何mかその基準の範囲で土壌汚染の測定をしたところ、ヒ素であるとか、これ実際なんでそういう物質がここから出てきたのかわからないそうです。
	今の土地になる前は、住宅地があったということで、その前に工場があったような形跡は確認できないということで、何故この場所からこういう物質が出たのかという確認はできてないんですけれども、調査した結果、そういう物質が出たということで、豊中

事務局	市の方に土壤汚染がありましたという報告というか届け出されてました。それによって豊中市から形質変更する時には要届出する地域ですよ、という指定を受けてます。 ただその要届出地域というのは、ただちに人体に影響するという場合は要届出よりも一つ上の指定があるそうです。 今回形状変更が予定されるということで、届出地域でありますので、形状変更にあたって土壤汚染を撤去しましたよという報告を届け出られて、それが豊中市の方でその撤去を確認、撤去というかその汚染物質、汚染土壌の除去を確認したということで、届出地域の指定を解除しましたと。豊中市に聞いたところ、それによって土壤汚染法に基づく汚染というのは確実に除去されたという、人体に影響がある汚染はないというふうなことですという確認をしておりますので。 その後、その工事の中でもっと深い地中からゴミが出てきたという報道になっております。それにつきましては、出てきたゴミは産業廃棄物になりますので、そのゴミについては産廃処理法に基づく処理が当然必要ですけれども、そのゴミが出てきたからといって、そこを全部またゴミを取るという工事をしなければならないかという、それはまたそういう義務はないというふうなお答えでございました。
事務局	それ以上のことは、確認行為だけになって、要は小学校建設にあたっての我々審議する審査基準は、もうそれはそれ以上のことはないということですね。 そうですね。今、土壤については汚染はないという確認は取れてますので、もちろん、その埋まっているというゴミが地表すぐ近くにあればマズイとは思いますが、それも今のところ無いということでございますので。
	指定区域をはずしたということが、もう「了」というわけですね、豊中市さんで。
	土地の問題は、これからまた色々な調査があるでしょう。 我々が今つかんでいるところで、我々は判断するしかないの、それで言うと今ご報告頂いたようなことになっておるわけです。ですから、その上に校舎を建てておられる。少なくとも、校舎のその部分では汚染は無いということになっている。 きちっと校舎が建っているかどうかは、今度3月9日前後に確認に行ってもら、こういうことですね。
	経営、教育内容、経営者の方の姿勢の2点お伺いします。まず、運営について、非常に甘いのではないか。 というのは、毎年[]もの編入というのは小学校ではありえることなのかということ。 当初の予定よりも[]も減るということは、幼稚園と違って、1人あたりの額が大きい。しかもその減少が、ずっと6年間にわたって影響するので、当初の見込みよりかなり運営的に厳しい実態になるのではないかと。また、運営の実績として、今の運営されているのもそうですけど、以前にもうひとつの園を運営されていまして南港さくら幼稚園についてお聞きしたい。これが一点目です。 二点目の教育内容について、今回ヘイトスピーチの疑いがあると報道されていますけど、私立学校とはいえ、教育機関です。教育基本法第二条に「伝統と文化、はぐくんできた我が国土と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」と規定されているとおり、まさに不幸な戦争を乗り越えて我々はやはり

	世界と共存していく子を育てるべき時です。また、私の知人でも在日の方ですとかそういう方で、すごくすばらしい方はたくさんいらっしゃる。幼児期とか小学校期、「基本的に人ってというのは信ずるに値するものだ」という教育が必要な時です。教育内容に対して少し危惧をしております。 また、小学校の教員のリストとしてあがっている方々で、小学校での教育のご経験された方は、校長から教員の方まで結構ですので、どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。その中で、小学校の経験がおりとしたら、私学での教育の経験がおりの方はどれだけいらっしゃるのでしょうか。というのも、教科書をもちろん使いますが、この学校で追加される新たなカリキュラムを組むことは難しいと思います。小学校において、指導的な立場でカリキュラムマネジメントの中心になれる方は誰なのか、というような事をお聞きできたらと思います。 また、学校法人会計というのは非常に厳しいものです。なぜ厳しいのかというと継続性を求められるからです。というのは子供にとって幼稚園・小学校というのは、本当に何かあった時にそこに戻ってきたくなくなるような、そこでのいろんな経験がその後の人生を支えるようなものです。ですので、見通しの甘い中で学校を設立して、立ち行かなくなっちゃったってということになれば、最終的にすべて子供にかかってくることになります。 もちろん行政の皆さんは、今ある基準に沿って判断されるわけですが、ただこのできた法律から考えると、これは本当の最低基準です。義務教育である小学校で、私学でやっていく厳しさっていうのは、非常に厳しいものがあると思います。まして、少子化に向かいますから。間違いなく産む年代の方々が減る中で、出生率が多少上がろうとも、子どもの数は減っていきます。その中で、このような人員が確保できる見通しをもつこと自体が非常に甘いのではないかと。 以上ご回答いただけたらと思います。
	ありがとうございました。今のご意見、議事録にきちんと載せておいていただきたいと思っております。 その中でお尋ねの部分がありますので、お尋ねの部分について事務局からよろしくお願ひします。
事務局	まず運営の生徒数が、定員プラス[]という編入学が毎年積み上がっているのは適当かどうかということですが、学校側・法人側から出てきた見込み、目標としての数字について、私どもからこれは絶対無理やからこの数字はダメということではできませんので、提出を受けた上で、私学課としても、本当にこれだけ集まるというのは難しいというのは見てわかる数字ですので、もし集まらなかった時ということを考えたシュミレーションなんかをごちやうとしていただけて、先ほど報告させていただいた[]入学であればなんとかぎりぎり、[]であれば安定的にできるだろうと。 ただ生徒募集の関係につきましても、今回初めての募集で[]集まったというのは、実際、今、私立小学校の置かれた状況から見ると悪い数字ではないかなという風には感じております。 ですので、もちろんこれだけの人数が集まりますという申請をされているわけですから、それについて見込みが甘いという指摘というのは、当然のことなんですけれども、ただ現実を見た時について、[]という数字というのは、心配してた数字よりは集まったのかなと思ってらるんですけども。

事務局	ただ実際、今、来年から校舎ができて、もし認可を下ろすことになって、学校が始まった時には、校舎を使った体験授業であるとか、学校説明会であるとか、初期からできるということもございますので。その上で、こちらとして認可するにあたる基準、審査基準に基づく安定的な経営というのは、どの部分か、法人として赤が出せない、減価償却なんかも積んだ上での収支にマイナスが立たないかというようなことをシュミレーション確認させていただいた上で、これであれば何とか大丈夫だろうという判断を、今、私学課ではさせていただいているところでございます。 さくら幼稚園の閉園については、幼稚園グループのほうからまた。あと、教育機関としての資質の問題につきまして、今、あの幼稚園のヘイトスピーチの問題であるとか、その辺あることは重々、もちろん理解承知しているところであるんですけども。 まずその前にご質問いただいた教員の経歴の関係でございますが、常勤の先生の中で、小学校の経験がある先生は、この■■■■■という経験。この方■■■■■です。校長先生・教頭先生は幼稚園の経験だけですね。小学校の経験はないです。
■■■■■	小学校の免許はお持ちなんですか？
事務局	教頭先生はもちろん持っておられます。校長先生は持ってないと思います。
■■■■■	非常勤の■■■■■の方のご経歴・ご経験は？
事務局	小学校の経験を基に先生方の指導的な立場でっていう風にお聞きしましたので、小学校経験があると理解しておりますけれども、しっかりした経歴について確認したわけではありませんので、それは要確認と思います。 ですので、この■■■■■の経験があるという■■■■■の先生につきましては、公立小学校の経験が■■■■■。■■■■■公立小学校に勤めておられて、今度森友学園に来られるという風にお聞きしております。すべての先生が新卒である可能性だとか、そういうことのご指摘も前回受けましたので、その辺大丈夫ですよっていうような投げ方もしてんですが、それについて、ベテランの教員も入れながらの、先生を指導するような立場の先生を入れましたということでもあります。 実際、その私立学校の教員の小学校の経験がある方はおられますかと言ったら、今のところ確認できてるのはありませんので、それはございませんというお答えしかないですけども。それは確認します。
■■■■■	今のところ疑問があったんですけどよろしいですか。今現在履歴書って言うのは出てないんですか？ 履歴書見たらすぐわかる内容ですよ？
事務局	ですから確認に行けばわかります。今現在はリストを出していただいただけです。
■■■■■	リストだけ出されて確認もしてないのですか。
■■■■■	3月9日頃には全部確認に行かれます。
■■■■■	3月9日頃ですか。

事務局	通常の流れでいきますと、施設の確認と同時に、免許であるとか、履歴であるとかを確認するというのが、今までの流れなものですから。
■■■■■	そういう意味では、経験のない方々で滑り出しをなさるということで、心配な部分は非常にありますけれども。
事務局	南港さくら幼稚園の休園につきましてです。南港さくら幼稚園は平成26年度から休園しております、届出によりますと、■■■■■という理由です。 法人としては森友学園とは別の学校法人になるんですけども、そこに確認したところ、これを売りに出すつもりではなくて、今は小学校のところで手一杯ですが、落ち着いたら、またしっかり環境を整えて、幼稚園を再開したいという意向を持っているということは確認しております。ただ、具体的な話には今のところ至ってはいません。
■■■■■	南港さくら幼稚園の母体は、籠池さんの森友学園じゃなかったんですって。
事務局	学校法人としては別なんです、理事長は同じ方です。
■■■■■	そのままなんですね。
■■■■■	一定の使命を果たしたというのは、きれいな言葉ですよ。実際には運営が立ち行かなくなったのではないのでしょうか。 昨日テレビのインタビューに答えられていましたが、私学だから合わなかったということではないのでしょうか。 さっきもお話ありましたように、カリキュラムをオープンにして、家庭や社会と共有して、説明責任を果たして入ってきていただきたいということがあると思うんですけども、私学だからと言って、意見を言うのはすべて悪というような姿勢、今の運営のようなスタイルで、もしいかれるとなるとまた不幸なご家庭、不幸な子どもが出るかと思えます。 ■■■■■がおっしゃったように、教育機関は立ちあがり非常に大事で、建物のことをメインに進められたみたいですけど、教育は人ですから。義務教育の中でこれだけの金を払って、この教育を受けたいと思うような魅力のある方が、どれだけいらっしゃるか。ほとんど1年目の先生で成り立つのかなと。現実的に考えたら、今、私学の小学校の先生方がどれだけご苦労されているかということを思うと、非常に厳しいと思います。
■■■■■	ありがとうございます。まさに大事なご指摘だと思います。
■■■■■	経験年数を公表するという必要はないんですか。
■■■■■	先生の経験年数を、こういうスタッフでやります、スタートしますということを公表してあげるべきだと思うんです。入ってからはじめて知ったとなると困るかもしれませんし。
事務局	これまで認可にあたってそういうことをやってないわけですから、なぜここだけそういうことをするのかということになるのかなと思います。

	まあ前例主義はわからないでもないですが。
事務局	学校のほうが、きちっと入学予定者に対して、土地の問題も含めて学校法人さんのほうがきちっと説明されるべきことであって、我々が公表を命令するとか、そういうことではないというふうに事務局では考えております。
	そういう提言というのはされるわけですか？ 学校法人のほうできっちり土地の問題だとか…
事務局	土地の問題ではなくて、土壌汚染について心配はないということを説明していただくほうが望ましいというふうに事務局も考えています。
	学校が取得した土地の値段については。
事務局	それは我々の守備範囲ではないということです。
	この問題は、はっきり言うと、この学校のこれからの行く末についての不安材料ではあるんです。だけれどもこの審議会で判断して、ある結論を出してやるというところからは外れるんですよ。
	ですから、今日のご報告のなかには、実を言うと、我々の審議会で審議して判断して、ということを超える話がいっぱい含まれています。しかし、今日はあえて報告していただいています。というのは、周辺の事情も知っておかないと、我々も審議し判断することができないと思うからです。
	我々は設置基準、カリキュラム、人の貼り付け、それを支える財務等を審議して、これだったら一応GOと言わざるを得ないということになれば、そういう答申をします。ある基準を運用する上で、行政の方だけでなく有識者が集まって、基準が一応満たされている、GOと言わざるを得ない、そこに恣意的なものが入らない、公平公正でこれだいいと判断するかどうかです。ただし、これまでも心配の種があるところは、一応GOと出てるけれども、私学課にずっとチェックしていただいて報告していただいて、問題があれば改善していただく、ということをやってきました。場合によってはそれ以上のことを言わざるを得ない場合もあります。ということでこれまでやってきた経緯があるわけです。このことが初めの段階で、一応認可適当という答申を出したとしても2種類ある。と最初に私が申し上げたことの意味なわけです。
	こういう社会ですから、いろんなお考えで、いろんなプランをもっておやりになるのを、ある最低基準を満たしていれば、GOと言わざるを得ないわけです。しかし、あえて我々はそこに条件をつけて、教育の場としてうまくいくように、ケースによっては継続的にチェックしながら、指導していきながら、或いはもっと強く改善のための勧告もしていただきながら、というかたちでやってきたわけです。
	今日はたくさんの、われわれが許認可ということで判断する、普通はそこまでいかなような周辺の事情も全部報告してもらいました。最終的な認可可否かはまだ3月の審議会があるわけですが、今日あえて臨時に皆さんお集まりになったのは、周辺のことも含めて、今出てる書類や事実関係からいうと、公正公平な行政の進め方からすると、例えば認可といわざるを得ない場合があるとしても、無条件の好きなようにやってくださいではなくて、継続的に私学課でもチェックしてもらわないといけないし、報告をして

	もらわないといけないし、その報告を聞きながら審議会としてさらなるご指導をお願いする、あるいは改善をもっと強く促していかざるおえない、とこういうことがあるんじゃないか。そういうことで、今日はこの会を臨時にやっていただいたということなんですね。
	よくわかりました。
	公平公正な立場でということ、本来の教育活動のところに今日いただいた資料をもとにもう一度重ねて申し上げたいことがございます。
	先ほど申し上げました資料6の最後のところに、平成26年度の大阪府の全国学力テストの順位が45番目であるということを解決するべく教師の質を担保するというように読みとれる、大変強いアピールが見られるわけです。
	このことと、私この5ページ6ページに大変関心を示しますのは、提出された資料を担保する3ページの教員のこの質は、この文書と整合しているのかどうかという点についての質問なんです。
	そこで、先ほどの私学審議会がなすべき仕事のなかで、履歴書提出をこの学校にだけ求めるものではないという公正公平性から、それはこれまでの前提として無いという…
事務局	いえ、そうではなくて、それは9日にやります。
	あ、はい。その際にやはり、このことを裏づけるものとなっているのかどうかということについて資料を基に、より整合性とそのことを担保する説明がなされているのかという視点で確認していただきたいということなんです。繰り返し申し上げてるのはそういうことです。
	大阪府のこの学力向上に寄与する、或いは大阪の教育に貢献していきたいということはもちろん公私の切磋琢磨のなかにおいて、私学の小学校が果たすべき役割ということをよく認識された文章だと思いますので、では、内実はどうであるのか。このところで小学校経験をふまえ、その上で初任者の方が入られ、その上でこれからの新たな教育課程を作っていくカリキュラムマネジメントという点でどのようにお考えかということ。
	一連の人と教育内容と、先ほど申し上げた教育活動を担保するハードの面、環境面ということをはんとにつなげた形で検証していただいて指導改善、或いはチェック項目としてこの点を確認してきたというご報告を、ぜひ3月の時点でいただけたらありがたいというふうにお願いしたいと思います。
事務局	経験年数の件はどうしようもないと思いますので、先生をこれから変えるのは無理だと思いますので。この総括教員という方、非常勤ですけどもと書いている人が、学校の今の説明ではこの人を中心にとお聞きしてますので、どのようにやるのかという点をもう少し深く聞きまして、次の審議会でご報告させていただきたいと思います。
	ここまで意欲を示されたんでしょうけど、なかなか実態と合わないところがあるので、これはもし学校が実際に始まるということであれば、ぜひ書類通りの形で実現する

	ようでがんばってください、と言わないといけないでしょうね。
	今、[]がおっしゃった大阪の学力の低下ということですが、今おっしゃったことも正論で、きっちりこのメンバーでいけるのかということですけど、私は小学校の教育というのは、学力がどうのこうのというよりは人間性の問題だと思ってましてね。それを、私はこんな陣容はしません。ということだけ。
	これも大事なご発言として、議事録にきちっと書いておいてください。
	さっきの[]のお話よくわかったんですけども、以前に寄附金が非常に高額であると。寄附金の寄附先がわかりますかと質問をしたと思いますが、それはわかりましたか？
事務局	全部確認しております。ただ、寄附者のお名前を報告するというのはちょっと。一般の方ですので。[]くらい。
事務局	リストを出していただいて。[]くらい。
	そうなんですね。個人さん、法人さん、団体さん、いろいろ？
事務局	個人です。
事務局	個人もありますし、会社もありました。 それは28年度の決算収支に入っています。それに近い金額が入って、それは公認会計士か誰か専門家が見てOKが出てますので、入ったということは確認しています。
	直接これとは関係ない周辺事象ですが、よろしいですか。
	はい。
	新聞報道で読むと、以前に買いに来た学校法人があって、その学校法人が提示した、あれなんなんですか。
事務局	わかりません。それは近畿財務局に行ってるはずなので。うちは来ていたかどうかもわかりません。
	私学課は知らないんですか。
事務局	全然知らないです。
	いろいろとこれからも入念にチェックしてもらわないといけない部分がありますが、今日もいくつかの点がはっきりしたと思います。
事務局	すみません、ちょっと1点だけ。

事務局	今、新聞かテレビかで、[]の幼稚園で虐待があったというような、昨日来た[]から質問があって、[]で児童虐待があるということで、そのまま読み上げさせていただきます。
	オムツが禁止されていると。2歳の子どもがオムツが禁止だ。お漏らしをしたりウンチをもらすこともあるだろう。それをパンツでウンチをくるんで幼稚園のバッグに入れて持ち帰らせると、複数のお母さんが言っていた。時に食器と一緒に入っているのが不衛生と。私はこれ児童虐待にもつながると[]が幼稚園を辞めた保護者から直接話を聞いたとして、[]に調査するよう迫りました。[]は指摘を受けて、この幼稚園を所管する大阪府に状況の報告を求める考えを示しました。
	そこまでしか書いてありませんがそういう報道がありましたので、ご報告だけさせていただきます。その件については今日の知事の記者会見もありまして、その中で何社かそういう事実があるのかと質問がありましたが、少なくとも私もこういう話は聞いておりませんので、こういう[]もありましたので、我々帰って指示がきているのかもわかりませんが、もし指示があれば調べて次回に報告をさせていただきます。
	昨日、近畿財務局も非常に厳しく追及されていましたが、今日もさっきの話を聞いてみると森友学園の理事長がこうおっしゃってますというのは、一方的なことですね。たとえば、[]の推薦入学制度について合意していると書いていますが、小学校の入学金が払えない方が多いからといって下げたところで、[]の入学金は高額です。そういう（小学校入学者を増やすための方策に関する）矛盾ですとか、この[]って言う方が本当に入ってもらえるのかどうかとか。入学金の振込みが行われたかどうか。その確認はいかがですか。
	子どもが学校に通って、ちゃんと卒業して、自分の心のふるさとなるべきところかどうかということを考えると、これまでの実績や状況を、今回の事案に即して適正なやり方をしようと思うとそこまで調べざるを得ないのではないかと考えます。ぜひ。
事務局	当然、入学の手続きについては先ほど申し上げましたように9日の日に、教師のふんと一緒に調べて報告します。入学金に関してはわかりませんので、入学するという手続きがされているかどうか書類とか出ていると思いますので、お金はいつまでに振り込むかがわかりませんので。
	大事なご指摘がたくさんありました。これはまず議事録にとどめてもらうことが大事なことです。それがベースになって、次の会で、またもし分かってきたところがあればご報告いただかなければいけないし。そういう積み重ねが私は非常に大事だと思っております。
	ということで、今日はこのあたりにしまして、課長から今日のまとめとしてこのあたりでどうだろうか、ということをご提案していただこうと思います。
吉本課長	まず、事務局のほうから建設状況、土壌汚染、地下埋設物の件、入学状況、収支計画、教員、カリキュラムの件について報告をしました。あと、森友学園のいわゆるヘイトスピーチに関する経緯についてご報告をさせていただくとともに、一連の報道についてご

吉本課長	ご説明をさせていただきました。 いわゆるヘイトスピーチ…、すみません、森友学園の経緯でもいいかと思いますが、そのなかで委員の先生方からは、収支状況はどうか、あるいは入学状況について確認をしてほしい。あるいはカリキュラムの件について、学習指導要領どおりにやってほしい。あるいは土壤改良の件、教員の状況、教育の姿勢の件について意見が出ました。これらの点については3月になれば状況を確認するという事なので、この点についてきっちり確認をして、3月の審議会で報告をしてもらいたいという今回の結論であった、ということでございます。
	今、そういうことで今日プレスの方々もお待ちです。内容を、今日何がありましたということを開かれれば、今のコメントの内容でお答えするというふうに考えておりますが、何かこういうことは加えたほうがいいとか、はずしたほうがいいとか、もしあれば。
吉本課長	すみません。ヘイトスピーチは向こうは認めてないので、森友学園の経緯というかたちで言わせていただきたい。一連の報道の経緯についてということで。
	そうですね。森友学園の一連の報道されている内容についてもというね。
	最初から■が言われていたとおり、審議会として何を審議できるか、例えば知らない人だったら、土地不正取得しているこんな状況で認可するのかという、そういう状況で考える人もたくさんいると思います。ですから、我々が審議することはこういうことである、ここまでやるんだ、ということをはっきりさせておいたほうがいいのではないかと思います。
	そうですね。この後、今のコメント、ここで何やったかをやります。で、ご質問があると思います。今のような、率直な一般的な意味では、それはあると思います。 ただ、それについての答え方はお任せいただいて、私から言うと、それはみんなの危惧しているところですが、ただし、この審議会の任務を離れておりますと。どういう真相が隠れているのかについては、国会をはじめいろんなところで今審議が進んでおり、そのプロセスで少しずつ明らかになっておりますので、我々の審議会としても、真相が明確になってくることを待ちたい。というあたりで答えようを思いますが、いかがですか。
	(委員了承：そうですね。)
	よろしいですか。他にもいくつかそういうことがあると思うんです。今日私あえて周辺の、と言いましたが、実を言うと気持ちとしては「大きいよな」ということがいくつも報道されています。ただし、この審議会の任務というのがあって、そこから外れていたら、他所にそれをおまかせしなければいけない。ただし、それがはっきりしてくればここにも報告していただいて、我々の判断のどこかに念頭においていくということがあるんだろうと思います。 そういうことも開かれれば、この審議会の任務の範囲ということを申し上げようと思います。よろしいでしょうか。

	何かほかにみなさんのほうでありますでしょうか。よろしいでしょうか。
	それでは、今日はこういうことで報告をうかがいながら意見交換をしました。今日出てきたことを踏まえて、3月初めに現地に行って確認してもらいます。いろいろと調べていただいて報告していただきながら、また3月の審議会でこの続きをやらざるをえない部分があると思いますのでよろしくお願いします。
	今、資料4で3月に最終的に確認に問題がなければ認可予定となってるんだけど、普通こういう学校の設置認可はどういうタイミングで知事からの認可書が出るんですか。
事務局	3月の末です。
	この審議会が認可可という答申を出して、知事から認可という。
事務局	委任されて今教育長になっていきますので、教育長が認可。
事務局	設置適当という答申をいただいて、学校法人がそれをもって生徒の募集活動をして、工事と同時にやって、工事が竣工したのを最終的に確認して、教室とかちゃんとできてるのか確認した上で、4月1日開設であれば、3月の下旬にいつも認可です。
	普通この審議会でも認可適当の答申が出たら、たとえば去年の10月に出たとしたら、それが知事にあがって、10月で認可がでるんですか？
事務局	いえ、違います。
	やっぱり3月末？
事務局	そこが国の大学と違うところで。
	どんな学校も3月末に認可という格好なんですか？
事務局	どの学校もそうです。去年もそういうかたちで3月31か24日かその辺で出てます。
	大学は12月の20何日か出るので。
事務局	そうです。国会でも質問があったんですが、大阪府はそういうやり方で。はい。
	そういうことです。大学とは違う。
	■がおっしゃったことのとおりですが、今日の審議会の内容です。私■につかまってしまいまして、明日くらいに電話がかかってくるのかなというようなことですが、すでにお話しになったとおりですということでもいいですね。はい。

	認可適当ともう出てしまっているから、この後の審議はどうなるんですか？3月の。
事務局	認可適当は条件付で27年1月に出していただいて、その条件を……
	最終的に認可するかどうかを次の3月でやるということ？
事務局	そうです。だから、最終の報告を3月にさせていただいて、報告させていただいて、それをふまえて認可するかどうかという流れです。
	そこが二重になっているんですよね。そこで、例え認可ということになっても、どういう条件をつけてこれから指導をかけていただくか、ということをも次回明確にしていけないといけない。そういうことが残っています。もうすでに、これで自由にやってくださいということではないんです。そこまで我々安心できない案件だと思います。 ですから、今日いろいろと皆さんに議論させていただいて非常によかったと思います。これを踏まえて今のようなまとめ、非常に簡単ですけど、後でさせていただいて、もし必要ならそれに沿った一問一答を若干加えさせていただいてと思っております。よろしいでしょうか。 (委員了承：「はい」) はい、どうぞ。
	ひとつだけ。うちの審議会で認可しかるべしと出してますよね？ これは最低限の条件を満たした場合ですよ？ ですから、基本的にはOKなんですけど、我々の目的はこの認可適当を取り消すことが目的ではないと思っています。条件を満たしているんだったら、ちゃんとやってくださいよという指導を続けていくということが非常に大事だと考えてます。
	ありがとうございました。今日はそういうことにしまして。 じゃあ事務局のほうでお願いします。
事務局	委員のみなさま、本日は長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。これを持ちまして、審議会を終了させていただきます。 どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。